

自動車検査証の有効期間伸長 手続きについて

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、自動車検査証の有効期間が令和2年2月28日から3月31日までの自動車については、当該有効期間を令和2年4月30日まで伸長し、年度末に集中する申請の分散を図っております。

有効期間の伸長は、申告により受け付けておりますので希望される方は、検査窓口に申請書類を提出される際に、OCR申請書に下記のとおり記載して頂きますようお願いいたします。

余白に「**4/30伸長**」と赤字で記載して下さい。

※OSS継続申請については別途手続きが必要です。

なお、伸長手続きを行うことにより、エコカー減税による初回継続検査時※の自動車重量税の免税を受けられる場合がございますので、今一度、ご確認頂きますようお願いいたします。

※初回継続検査時(エコカー減税)

車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付を受けた場合に限り適用

継続検査を申請する前に、、、

- 伸長した場合の自賠責保険の加入については、前の自賠責保険の終期から引き続き加入契約の必要がございます。詳しくは、契約先の保険(共済)代理店等にご相談下さい。

自動車検査証の有効期間の伸長について
～新型コロナウイルス感染拡大防止対策～



国土交通省 車検伸長

検索

中国運輸局鳥取運輸支局
軽自動車検査協会鳥取事務所